

改正

平成22年8月25日告示第52号

平成25年3月26日告示第13号

平成26年3月20日告示第21号

山ノ内町住宅及び避難施設耐震診断事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発を図るとともに必要に応じて耐震改修の実施の促進を図るため、予算の範囲内で耐震診断士を派遣し耐震診断を行うことにより地震による住宅及び避難施設の倒壊の被害を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 既存木造住宅 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に町内に着工された住宅
 - イ 木造在来工法の住宅
 - ウ 長屋及び共同住宅以外の個人所有の住宅
- (2) 避難施設 次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 昭和56年5月31日以前に町内に着工された建築物
 - イ 町長が指定した避難施設で、国、県及び町の所有する建築物以外の建築物
- (3) 耐震診断 診断士（知事が、耐震診断を行う者として必要な知識及び技能を有する者として認め、別に定める方法により県木造住宅耐震診断士登録名簿に登録した者をいう。）が、県が別に定める木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し、既存木造住宅の地震に対する安全性を評価すること及び建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号）の規定に基づき、避難施設の地震に対する構造に関する安全性を評価することをいう。
- (4) 総合評点 耐震診断により得られた上部構造評点をいう。

(事業内容)

第3条 町長は、既存木造住宅又は避難施設の所有者のうち、希望する者に診断士を派遣し耐震診断を行うものとする。

2 前項の事業に係る費用は、山ノ内町の負担とする。

(業務の委託)

第4条 町長は、前条の事業の全部又は一部を委託することができる。

(申請等)

第5条 第3条第1項に規定する耐震診断を希望する者は、別に定める耐震診断申込書を、町長に提出しなければならない。

(診断士の派遣)

第6条 町長は、前条の申込書を受理したときは、当該申請の内容を審査のうえ派遣の要否を決定し、申請者に診断士派遣通知書により通知するものとする。

2 診断士を派遣しないことを決定したときは、その理由を明示し当該申請者に診断士を派遣しない旨の通知をするものとする。

3 町長は、第1項の規定による診断士派遣通知書の内容に変更が生じたと認めるときは、当該通知書の内容を変更することができる。

(耐震診断の中止等)

第7条 診断士の派遣の通知を受けた者（以下「診断対象者」という。）は、事情により耐震診断を中止し、又は取りやめるときは、速やかに、町長にその旨を報告しなければならない。

(診断士の派遣の取消し)

第8条 町長は、診断対象者が次のいずれかに該当すると認めるときは、診断士の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為により診断士の派遣通知書を受けたことが判明したとき。

(2) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

(診断費用の支払い)

第9条 町長は、前条の規定により派遣を取り消した場合、当該取消しに係る診断を既に実施しているときは、期限を定めて診断対象者に対し、その診断にかかった費用の支払いを命ずることができる。

(耐震診断申込者に対する指導)

第10条 町長は、診断対象者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年7月26日から適用する。

附 則（平成22年8月25日告示第52号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年8月5日から適用する。

附 則（平成25年3月26日告示第13号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日告示第21号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。